平成２４年（フ）第１４９１号
札幌市東区北８条東15丁目２番13号　厚成会母子ホーム
債務者　北川　稔子（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５４８号
札幌市中央区南14条西14丁目１番21―811号
債務者　中川　信哉
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５３号
札幌市西区発寒６条７丁目２番30号　グローバル発寒Ｂ棟２号
債務者　梅田　千影（旧姓馬渡）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２９号
札幌市中央区南10条西12丁目２番32―605号
債務者　橋本　朋美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６７０号
札幌市豊平区豊平８条10丁目３番１―403号
債務者　上村　　徹
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６７１号
札幌市豊平区豊平８条10丁目３番１―403号
債務者　上村　道代
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７４７号
札幌市西区平和２条８丁目７番３号
債務者　小野千由紀
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７６８号
札幌市西区宮の沢２条１丁目15番１―406号
債務者　原田　敬之
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７９０号
北海道江別市大麻宮町６番地　Ｒ28―201神座紀惠子方、住民票上の住所北海道江別市大麻沢町６番地の３　道営住宅Ｃ２―404
債務者　尾崎　愛美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７９４号
札幌市西区発寒３条３丁目５番22―102号
債務者　中瀬　陽子（旧姓高野・守屋）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８００号
札幌市東区本町１条１丁目７番25号　マンション一幸104
債務者　渡辺智恵美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８１４号
札幌市中央区大通西17丁目２番地31　ダイスイビル401号
債務者　河合亜紀子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８８４号
札幌市手稲区稲穂２条６丁目14番１―206号
債務者　柳澤麻由実（旧姓栗井・山本）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７号
岐阜県瑞浪市稲津町小里387番地の13
債務者　岡庭　穂希
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第９４号
岐阜県土岐市下石町316番地
債務者　加藤　ゆき
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１２８０号
名古屋市南区上浜町533番地
債務者　長尾　隆行
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４１５号
愛知県半田市港本町１丁目10番地　第１藤荘６号
債務者　鵜飼　雪子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６号
京都府亀岡市西つつじケ丘美山台２丁目10番５号
債務者　竹内　悦子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係